

水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| ○水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（抄） | 1 |
| ○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）  | 2 |

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（水素イオン濃度等の項目）</p> <p>第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 大腸菌数</p> <p>十二（略）</p> <p>2（略）</p> | <p>（水素イオン濃度等の項目）</p> <p>第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 大腸菌群数</p> <p>十二（略）</p> <p>2（略）</p> |

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（法第三十一条第二項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準）</p> <p>第三十二条 尿<sup>し</sup>尿浄化槽の法第三十一条第二項の政令で定める技術的基準及び合併処理浄化槽（尿<sup>し</sup>尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。以下同じ。）について法第三十六条の規定により定めるべき構造に関する技術的基準のうち処理性能に関するもの（以下「汚物処理性能に関する技術的基準」と総称する。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 放流水に含まれる大腸菌数が、一ミリリットルにつき八百</p> <p><u>コロニー形成単位</u>以下とする性能を有するものであること。</p> <p>2・3 （略）</p> | <p>（法第三十一条第二項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準）</p> <p>第三十二条 尿<sup>し</sup>尿浄化槽の法第三十一条第二項の政令で定める技術的基準及び合併処理浄化槽（尿<sup>し</sup>尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。以下同じ。）について法第三十六条の規定により定めるべき構造に関する技術的基準のうち処理性能に関するもの（以下「汚物処理性能に関する技術的基準」と総称する。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 放流水に含まれる大腸菌群数が、一立方センチメートルにつき<u>三千個</u>以下とする性能を有するものであること。</p> <p>2・3 （略）</p> |